

危険ですながらスマホで 踏むペダル



大人も子供も着用しよう
～命を守るヘルメット～
【道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化(令和5年4月1日施行)】

「自転車安全利用五則」を守りましょう!

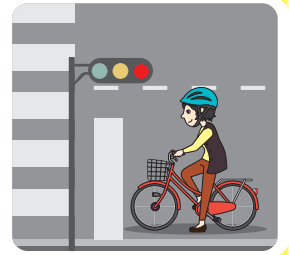
1つ目

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2つ目

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3つ目

夜間はライトを点灯



4つ目

飲酒運転は禁止



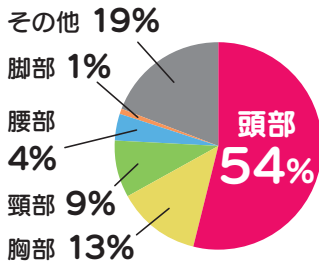
5つ目

ヘルメットを着用



自転車に乗るときは、ヘルメットを着用!

自転車乗用中の死者の致命傷部位
(令和元年~令和5年合計)



自転車乗用中のヘルメット着用状況別致死率
(令和元年~令和5年合計)

着用 0.31
非着用 0.57

約1.9倍

【出典:警察庁ホームページ】

●自転車利用者は、ヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

自転車乗用中の交通事故で亡くなった方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故でヘルメット非着用者の致死率は着用者の約1.9倍高くなっています。

令和6年7月に警察庁が全国で実施した自転車乗車時のヘルメット着用率によれば、広島県のヘルメット着用率は11.3パーセントで、全国平均(17.0パーセント)よりも低い状況です。

大切な命を守るため、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
【令和5年4月1日から道路交通法で努力義務化されました。】

「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

令和4年10月6日施行

「自転車の点検整備」や「幼児用座席でのヘルメット及びシートベルトの着用」等の努力義務

令和5年4月1日施行

「自転車損害賠償保険等の加入」の義務



万が一の事故に備えて
自転車保険に加入しましょう!



自転車事故に係る高額賠償請求事例も発生しています。万一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

令和5年4月1日から条例で義務化されました。

高額賠償事例

小学生が夜間、自転車で帰宅中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。(神戸地方裁判所:平成25年7月判決)

賠償金額: 約9,521万円

自転車を利用する前には、忘れず安全点検をしましょう。

ブ ブレーキは、前後ともよく効きますか

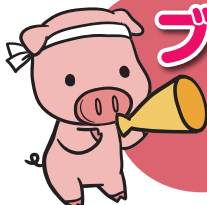
べる ベルはよく鳴りますか、壊れていませんか

タ タイヤの空気は入っていますか

は ハンドルは曲がっていませんか

合い言葉は

ブタはしゃべるです。



しゃ 車体(サドル、フレーム)は曲がっていませんか、チェーンはゆるんでいませんか、反射板は付いていますか